

「チーム尾道がんばろう応援商品券」の利用をお忘れなく

チーム尾道がんばろう応援商品券の使用期間は令和3年1月31日(日)までですので、期間内にご利用ください。商品券を使用できる店舗は11月26日現在で1,426店舗です。

※詳しくは、専用ホームページをご覧ください。



▲専用ホームページ

●おのみち地域振興商品券市民向け専用ダイヤル(☎0120-056-178/平日10:00~17:00)

政治家の寄附・あいさつ状は禁止です

年末年始は、歳暮や年賀など贈り物の多くなる季節です。しかし、政治家(立候補予定者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ることや、有権者が寄附を求めることは、法律で禁止されており、違反すると罰せられます。また、政治家が選挙区内の人に年賀状等の時候のあいさつ状を出すことも禁止されています。



三ない運動

贈らない 求めない 受け取らない

●尾道市選挙管理委員会・尾道市明るい選挙推進協議会(☎0848-38-9258)

一部申請書等への押印を見直しています

市では、行政手続の簡略化による市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、申請書等への押印の見直しを進めており、11月1日から一部の申請書等で押印を求めないこととしました。押印を求めないこととした申請書等は、市ホームページでご確認ください。

●職員課(☎0848-38-9461)

水道管にも早めの防寒対策を

寒さが厳しくなると、水道管が凍結して水が出なくなったり、管が破裂したりすることがあります。早めに防寒対策を行いましょう。(宅内の水道管が破裂した場合、修理費用は自己負担です。)

■凍結を防ぐには

市販の保温材や毛布・布などで水道管を覆い、ビニールテープを巻くなどの方法が有効です。濡れると逆効果になるため、布で覆う場合はビニールをかぶせるなどしてください。

■凍結して水が出ない時は

蛇口にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけてゆっくりと溶かす方法が有効です。

■水道管が破裂した場合は

水道メーターのそばにある元栓(止水栓)を閉め、最寄りの市指定給水装置工事業者にご連絡ください。市指定給水装置工事業者は、市ホームページに掲載しています。

●上下水道局庶務課(☎0848-37-8700)

上下水道局因島瀬戸田営業所(☎0845-22-0499)

地球温暖化対策のために、今できる「賢い選択」 「尾道COOL CHOICE」への賛同登録を募集

「COOL CHOICE」とは、地球温暖化対策のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、「賢い選択」をしていこうというものです。市でも今年度「尾道市COOL CHOICE宣言」を行い、取り組みを進めています。下の方法で賛同登録のうえ、「尾道COOL CHOICE」にご参加ください。

- 市内在住か通勤通学している人
- ・市内の企業・団体(市内にある事業所・工場等でも登録可)
- ※企業・団体名と取組内容は市ホームページで紹介します。

●右のQRコードから電子申請か、環境政策課・各支所にある賛同用紙を窓口・FAXで提出

●環境政策課(☎0848-38-9434・☎0848-38-9293)



▲電子申請QRコード

尾道市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とされる猛暑や集中豪雨による災害が頻発化・激甚化しており、気候危機と言うべき極めて深刻な事態となっています。

市では、COOL CHOICEプロジェクトを立ち上げ地球温暖化対策事業を進めているところですが、さらに2050年までの尾道市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを宣言しました。

●環境政策課(☎0848-38-9434)



マイナンバーカードの申請代行を引き続き行います

窓口で写真を撮影し、インターネットからの申請を代行する申請代行を12月以降も引き続き行いますので、ご活用ください。※撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。

●本庁市民課、各支所(浦崎・百島を除く)

●平日9:00~16:00

※申請からマイナンバーカードの受取までは1カ月以上かかります。

●次のすべてに当てはまる人

- ・尾道市に住民票がある
- ・マイナンバーカードを持っていない
- ・申請時と受取時に本人が窓口に来ることができる
- ・申請後2カ月以内に転出する予定がない

●本人確認書類(運転免許証・保険証など)、マイナンバーカード交付申請書(お持ちの人のみ)

●市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

御調支所まちおこし課(☎0848-76-2111)

向島支所しまおこし課(☎0848-44-0110)

瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)



ここが申請書です

国保 後期 交通事故など第三者から傷害を受けたときには届け出が必要です

交通事故や暴力行為など第三者(自分以外の人)の行為によってケガや病気になり、医療機関にかかったときの支払いは、本来、加害者に負担の義務があります。損害賠償として加害者が被害者の治療費を負担するのが原則です。保険証を使って医療機関を受診する場合には、必ず事前に国保・後期の保険窓口にご相談のうえ届出書類を提出してください。

また、受診の際に医療機関に第三者(加害者)から傷害を受けた旨を伝えてください。保険者(尾道市国保・後期高齢者医療広域連合)が治療費の一部を立て替えて支払い、後から加害者(損保会社)に対して立て替えた額を請求します。



「第三者行為」となる主な事例

相手のいる交通事故でケガをしたとき/他人のペットに噛まれたとき
暴力行為を受けたとき/飲食店で食べたものが原因で食中毒にかかったとき
他者所有の建物などの設備欠陥によりケガをしたとき/スキーやスノーボード中での衝突事故 など

〈注意〉いずれの場合も労災保険が適用された場合は届出の必要はありません。

■届出する人

国民健康保険 被保険者の属する世帯の世帯主
後期高齢者医療 被保険者

※被害者が加入する損害保険会社の代行申請可。

●保険年金課各支所(御調は御調保健福祉センター)に届出

※後期高齢者医療の人は「広島県後期高齢者医療広域連合」に届出可。

●保険年金課(☎0848-38-9142)

日曜にも受け取れます マイナンバーカード

●マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

●12月27日(日) 8:30~12:00

令和3年1月10日(日) 8:30~12:00

※次回は令和3年1月24日(日)、2月14日(日)の予定です。

●本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の5日前までにご連絡ください。

- 持 ・マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)
- ・本人確認書類(交付案内参照)
- ・通知カード(回収します)
- ・住民基本台帳カード(回収します。お持ちの人のみ)

●市民課(☎0848-38-9102)



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。●日時・期間 ●場所 ●対象 ●内容 ●定員 ●料金 ●アクセス ●持ち物 ●電子メール ●その他 ●お問い合わせ先 ●電話 ●FAX ●電子申請 ●QRコード ●ホームページ